

# **新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン**

**令和 2 年 10 月**

**吹田市**

## はじめに

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設、運営する際は、避難所内での感染拡大を防止するため、三密（密接・密閉・密集）を避け手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、これまで以上に衛生環境の保持に努めることが重要となります。

また、避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの感染症対策に必要な物品等を確保するほか、適切な避難所運営を行えるよう具体的対応策等を事前に準備し、運営に携わる方たちが十分理解しておくことも必要となります。

このため、吹田市では指定避難所 135 か所へ配備した感染症対策物品を用いて、各避難所における新型コロナウイルスなどの感染症に対応した適切な避難所運営がなされることを目的として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成しました。

なお、避難所運営に関する基本的な注意事項は、「吹田市避難所運営マニュアル作成指針（令和 2 年(2020 年)3 月 吹田市）」に示していますので、併せてご確認くださいませようお願いします。

避難所開設・運営に関わる全ての皆様におかれましては、施設ごとの実情を十分考慮し、既存の避難所運営マニュアルに本ガイドラインを加えた、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を検討するとともに、適切かつ円滑な避難所運営のための体制を事前に整備するよう併せてお願いします。

吹田市総務部危機管理室

# 目 次

共通	0 避難所で実践すべき基本的な感染防止方法
事前	1 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄
開設	2 避難者の受付準備、受付
	3 避難所全体のレイアウト
	4 一般避難者用のスペースレイアウト
	5 専用スペースのレイアウト
運営	6 避難所の運営

添付資料	参考：各種張り紙
① 受付チェックリスト	・足跡マーク
② 被災者アセスメント調査票	・マスク着用、手指消毒
③ 避難者健康チェックシート（例）	・誘導矢印
④ 3つの密を避けるための手引き（啓発ポスター）	・別室表示用シート
⑤ 感染症対策（手洗い・咳エチケット）（啓発ポスター）	・ _____
⑥ 知っておくべき5つのポイント	・ _____
⑦ 避難所での掲示情報	・ _____
⑧ 災害救助法制度による支援内容	・ _____
⑨ 避難所運営での装備	・ _____
⑩ 避難所でのごみの捨て方（避難されている方向け）	・ _____
⑪ 避難所でのごみの捨て方（避難所運営者向け）	・ _____
⑫ 消毒チェック	・ _____
⑬ 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう	・ _____
⑭ 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	・ _____

## ■ 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本

#### ① 身体的距離の確保、② マスクの着用、③ 手洗い

- ・人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保する。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・咳エチケット・マスクの着用を徹底する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可。  
※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。

## ■ 施設での基本的感染対策

- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・施設の換気を徹底する。（2つの窓を同時に開けるなどの対応等も考慮する。）
- ・入口および施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレト  
ーパーのふたや水洗レバーなど）は清拭消毒を行う。

■ 感染症対策物品（配備状況）

避難所、避難者及び避難所開設・運営者の衛生管理のため、必要な物資を各避難所に配備する。

NO	物資	用途	数量		
			小学校 （※1）	中学校等 （※2）	公民館等 （※3）
1	非接触型体温計	避難者検温用	2台	2台	1台
2	不織布マスク	避難者（不携帯含む）用 開設・運営者用（長期対応時）	4,320枚	4,320枚	720枚
3	アルコール消毒液（手指）	避難者、開設・運営者用	64本	64本	10本
4	ハンドソープ	避難者、開設・運営者用	192本	192本	24本
5	使い捨て手袋	衛生管理用	400枚	400枚	100枚
6	ペーパータオル	衛生管理用（物品・施設消毒）	49,000枚	49,000枚	7,000枚
7	簡易トイレ	衛生管理用	1,200回	1,200回	200回
8	ごみ袋（大・小）	衛生管理用	各100枚	各100枚	各25枚
9	フェイスシールド	開設・運営者用 （受付対応、施設清掃時等）	12枚	12枚	4枚
10	防護服	開設・運営者用 （受付対応、施設清掃時等）	200着	200着	50着
11	養生テープ	スペース区画用	5巻	5巻	2巻
12	パーティション ①段ボール②ワンタッチ	飛沫感染防止、プライバシー確保	② 45張	※5	①※4 10張
13	ワンタッチテント	多目的ニーズ対応用 （授乳室・更衣室等）	2張	※5	—
14	組立トイレ	衛生管理用	2基	—	—
15	工業用扇風機	換気用	4基	—	—
16	低濃度オゾン発生装置	室内の滅菌等	1式	—	—
必要床面積（約）		保管場所高さを1.5mとした場合	5.09㎡	1.05㎡	0.96㎡

※1 36施設（小学校36）

※2 29施設（中学校18、高校体育館5、市民体育館3、武道館、青少年クリエイティブセンター、文化会館）

※3 70施設（地区公民館29、幼稚園15、市民ホール8、市民センター4、コミュニティセンター3、地区集会所2、山田ふれあい文化センター、総合運動場、自然体験交流センター、夢つながり未来館、交流活動館、男女共同参画センター・教育センター、勤労者会館、シルバーワークプラザ、資源リサイクルセンター）

※4 自主避難所37施設（地区公民館27（北千里、南千里を除く）、市民ホール8、内本町コミュニティセンター、岸部市民センター）

※5 開設時、必要に応じて小学校配備分の再配置を検討する。

## ■ 感染症対策物品（運用）

各避難所に配備した物資等の運用については次のとおり。

NO	物資	使用期限	平時の利用
1	非接触型体温計	—	△（電池の補充を行うのであれば使用可）
2	不織布マスク	—	△（補充可能であれば使用可）
3	アルコール消毒液(手指)	3年	△（補充可能であれば使用可）
4	ハンドソープ	—	△（補充可能であれば使用可）
5	使い捨て手袋	5年	△（補充可能であれば使用可）
6	ペーパータオル	—	△（補充可能であれば使用可）
7	簡易トイレ	7年	△（補充可能であれば使用可）
8	ごみ袋（大・小）	—	△（補充可能であれば使用可）
9	フェイスシールド	—	△（補充可能であれば使用可）
10	防護服	3年	△（補充可能であれば使用可）
11	養生テープ	—	△（補充可能であれば使用可）
12	パーティション	—	△（訓練での活用は可） 配備された施設
13	ワンタッチテント	—	△（訓練での活用は可） 配備された施設
14	組立トイレ	—	△（訓練での活用は可） 配備された施設
15	工業用扇風機	耐用年数 8年	○ 配備された施設
16	低濃度オゾン発生装置	耐用年数 5年	○ 配備された施設

### 保管場所及び使用期限、更新

- ・直射日光や風雨を避け、高温多湿にならない場所へ保管する。
  - ・上記の使用期限及び耐用年数は目安（メーカー推奨）である。使用期限が切れる物資等の更新は危機管理室で実施する。
- ※使用期限が近づいた場合、訓練等において使用可とする。その場合は、危機管理室へ連絡をする。

### 不具合等への対応

故障等の不具合発生時は危機管理室へ連絡をする。

## 開設

- 2 避難者の受付準備、受付
- 3 避難所全体のレイアウト
- 4 一般避難者用のスペースレイアウト
- 5 専用スペースのレイアウト

### ■ 避難者の受付準備

- ・受付対応者の感染防止対策物資や非接触型体温計、各シート（受付チェックシート、被災者アセスメント調査票、避難者健康チェックシート）等を準備する。※各シートは事前にコピーなどしておく。
- ・受付場所は、張り紙等を用いて分かりやすく誘導できるよう工夫する。
- ・受付後の動線も考慮し、次の①②用と③④用の受付を分けて設置することが望ましい。

#### ①一般避難者、②要配慮者※

※感染による重症化リスクが高い高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等

#### ③発熱・咳等の体調不良者、④濃厚接触者

※①②と③④を事前に自己申告で振り分けできる動線レイアウトを検討する。

- ・受付対応者は、マスク、フェイスシールドを着用する。体調不良者等への対応時は、防護服も着用する。

### ■ 避難者の受付

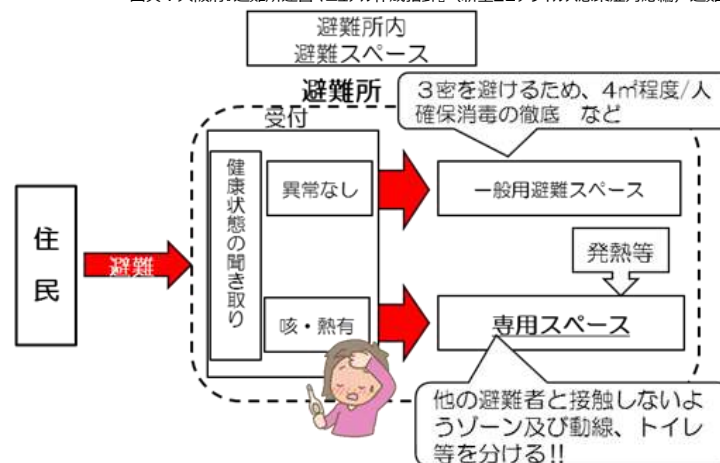
- ・避難者を「検温」し、「受付チェックシートの記入・提出」後、各避難スペースに誘導する。この際、張り紙により誘導することで運営者の負担を軽減させる。

※受付場所において、避難者間だけでなく運営者とのディスタンスも確保する。

※受付の混雑を回避するため、被災者アセスメント調査票は避難スペースに移動後に避難者自身で記載してもらう。（記載後は避難者が受付へ提出する。）

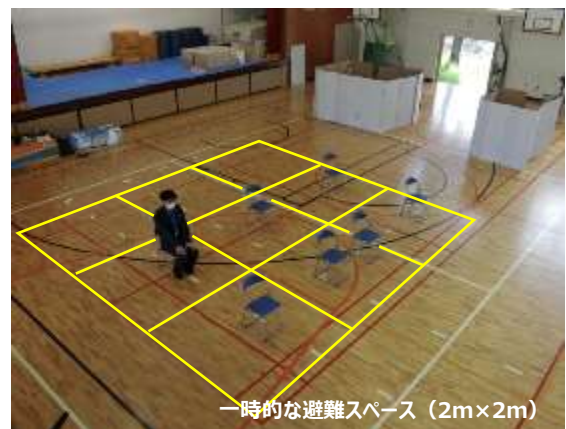
- ・上記②及び③④の避難者は個室等の専用スペースへ誘導する。
- ・感染が疑われる者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペースへ誘導する。
- ・入所後も定期的に健康状態チェックリストにより健康状態を確認するとともに、避難生活中に症状が現れた場合は、申告するよう周知する。

出典：大阪府『避難所運営マニュアル作成指針』（新型コロナウイルス感染症対応編）避難所での振り分けイメージ

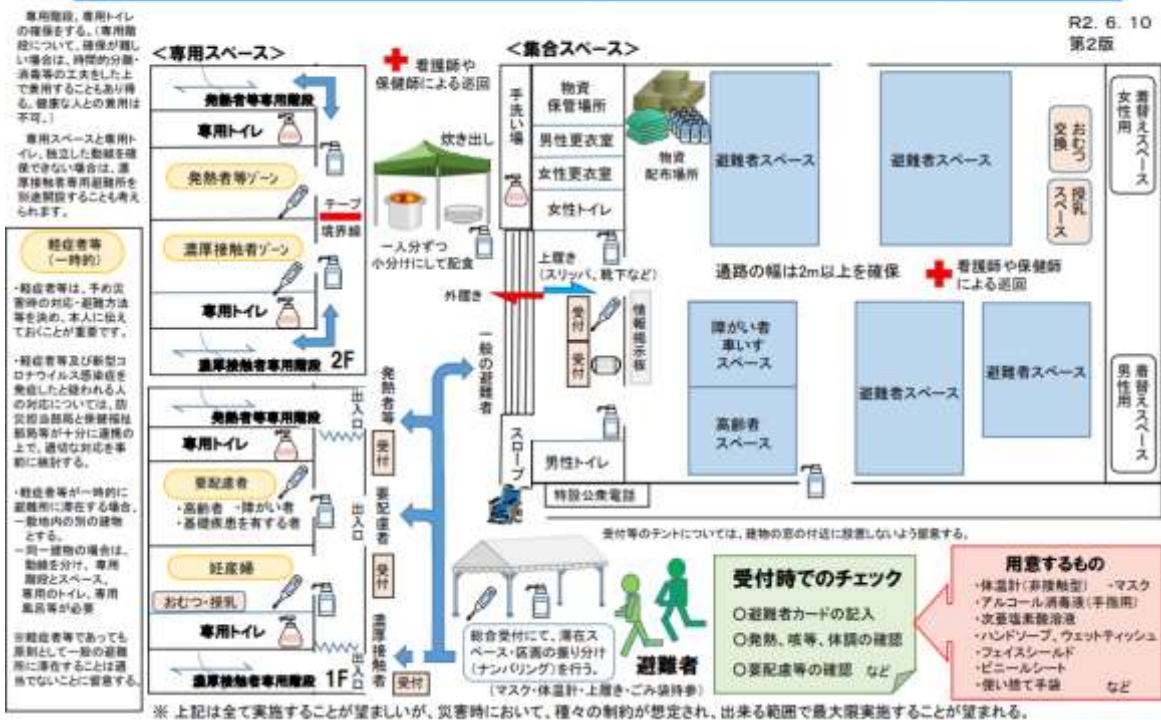


## ■ 避難所全体のレイアウト

- ・通路の幅は2m（最低で1m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。
- ・季節を問わず定期的な換気を確実に行うこと。
- ・避難所では、マスクの着用や手洗いの励行を呼びかけるほか、使用する部屋の入口付近に消毒用アルコールを配置し、手指衛生の徹底を図る。



### 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）」



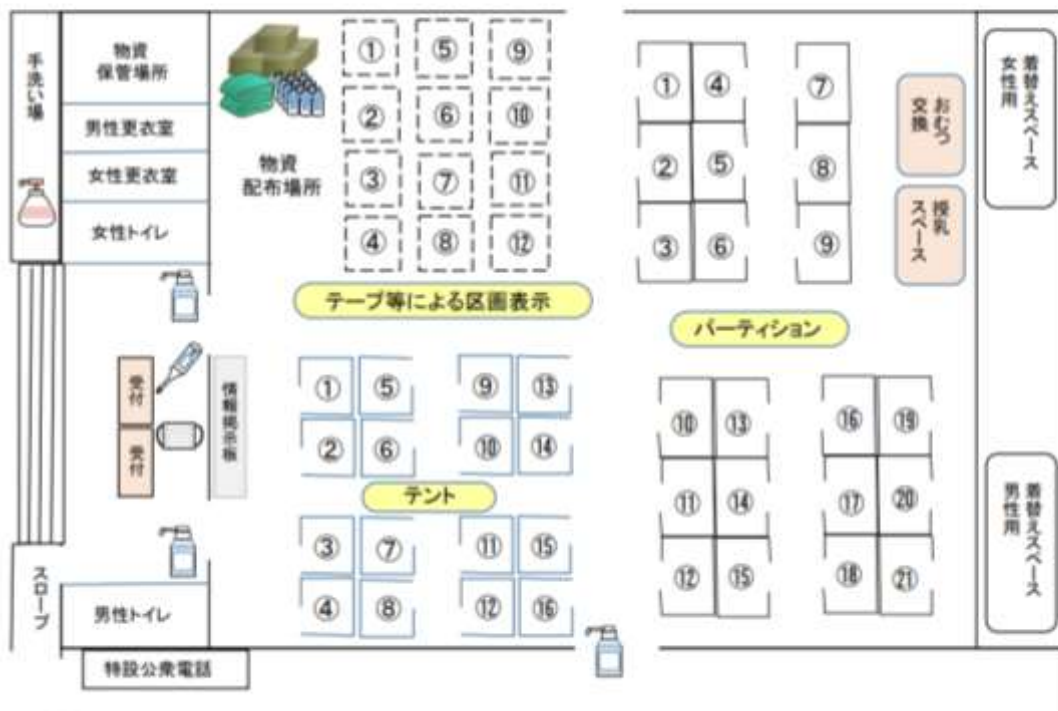
## ■ 一般避難者用（健康な者）スペースレイアウト

- ・開設時に間仕切り用パーティションなどの設置が間に合わない場合は、養生テープなどにより滞在スペースを区切り、避難者同士の密接を防止する。（目安のスペース：2m×2m 4㎡/人）
  - ※区画する際に、あらかじめ1m間隔で記しをした紐などを用意しておくこと便利である。
  - ※一時的な避難において、避難者同士の距離が十分に確保され、各避難者の個人防護（マスク着用）ができている場合は間仕切り等の設置は必須ではない。
- ・世帯単位で区画し、広さは人数に応じて調整する。（目安のスペース：3m×3m 9㎡/世帯）
- ・区画には番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。
  - ※受付で区画のレイアウト一覧図(表)を用意し、空き区画等をわかるようにすると便利である。
- ・パーティションにより隣と仕切る場合、隣との間隔を狭くすることができる。
- ・避難が長期化することや体を横にして休める必要がある場合は、エアベッドや段ボールベッドを設置し（できれば床面から35cm程度の高さを確保）感染防止に努める。
- ・テントにより多目的に利用できるスペースを設ける場合、防犯面を考慮して部屋の角ではなく、少し離れた場所に設置する。※着替え等で使用する場合、できるだけテント内中心部で着替え等を行う。

### 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



出典：内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）」

## ■ 専用スペースのレイアウト

- ・専用スペースのレイアウトについては、事前に施設管理者(開設担当者)と利用方法等を含めて情報共有を図っておく。
- ・濃厚接触者は、発熱・咳等のある体調不良者より優先して個室管理する。
- ・専用スペースは可能な限り個室とし専用の階段及び専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・スペースが足りず、同じ部屋で避難してもらう場合は、間仕切り等で区切り対応する。

### 要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)

学校等大規模な避難所の場合、専用スペースとして教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、1つの部屋をパーティション等で仕切り専用スペースを確保する。

※部屋が狭い場合は、目安である4㎡/人の確保よりも仕切ることによって空間を確保することを優先する。

※本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配することも検討する。

### 発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者

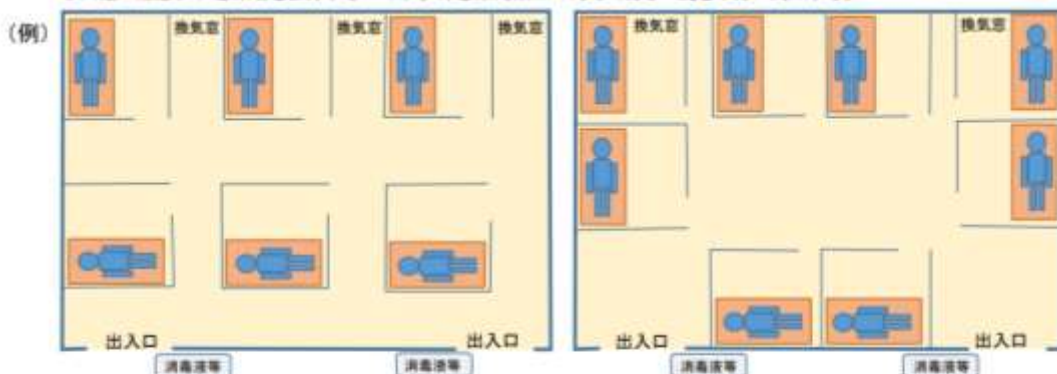
- ・体調不良者と濃厚接触者は可能な限り動線及び使用する棟、フロアを分けることが望ましい。
- ・別棟やフロアで分けることができない場合は、同一フロア内で動線を分け専用の滞在スペース、専用のトイレ(階段)等を確保する。

※一般避難者及び要配慮者とは必ず動線及び使用する空間を分けることが必要。

### 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10  
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府「発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)」

## ■ 避難所の運営（基本的な感染症対策の徹底）

- ・避難所にいる全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2 m（最低で1 m）空けることを意識して過ごすことで、感染症の拡大を防止することができる。
- ・新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」などによる手指衛生の徹底とマスク着用などによる「咳エチケット」などによる飛沫感染防止である。

### 定期的な換気

- ・避難所内については、2方向の窓等を可能な限り常時、困難な場合は定期的に（30分/1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）開放することで、十分な換気に努める。
- ・窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・避難者のスペースを十分に確保できるよう留意するとともに、スペースを区切る場合、換気を意識した高さ（約140 cm）で仕切りを設置すること。
- ・扇風機や送風機等がある場合は、外側に向かって排気できる位置に配備する。

### 共同空間における衛生環境の確保

- ・避難者同士がすれ違わないようできる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・トイレは、エリア※ごとに決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。※一般避難者用エリア、専用エリア（要配慮者用、体調不良者用）等
- ・ゴミは世帯ごとで密閉して廃棄する。（収集したごみは速やかに避難者滞り場所以外に保管する。）  
※ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）については、防護（ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールドを着用）を行ったうえで、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかり縛って封をする、③専用スペースで発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。
- ・受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。
- ・アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。
- ・頻繁に手を触れる部分（手すりやドアノブ等）やトイレは、こまめな清掃・消毒を定期的に行うほか、目に見える汚れがあるときには、家庭用洗剤・次亜塩素酸ナトリウム等を用いて随時行う。

## ■ 避難所の運営（ルールの設定）

### 食事・物資の配付

- ・飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、避難者の占有スペース内での食事が望ましい。
- ・食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配付場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配付するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にとっては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫をする。  
ただし、発熱・咳等の体調不良者及び濃厚接触者等の感染の疑いがある者への配付は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。
- ・食事・物資の配布で使用する手袋は1回きりの使い捨てとする。

### 健康状態の確認及び体調不良者（発熱、咳、味覚障害等）の方への対応

- ・避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェックを行う。
- ・感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに次の窓口に避難所運営職員が連絡し、本人の様態に合わせた適切に対応方法について助言をうける。

<input type="checkbox"/> 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触相談センター）	TEL06-7178-1370
<input type="checkbox"/> 府民向け相談窓口	TEL06-6944-8197
<input type="checkbox"/> 府内在住外国人向け相談窓口	TEL06-6941-2297
- ・体調不良者の発生又は入所を確認した場合は、危機管理室へ報告する。
- ・体調不良者に対する批判や差別的言動を招かないよう言動・行動に注意する。
- ・体調不良者の症状が悪化した場合や重篤な場合は救急要請し、危機管理室へ報告する。
- ・ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定される。  
相談窓口等の連絡先を掲示するなどして啓発を図る。
- ・避難者のエコミークラス症候群予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。

### 在宅避難者や車中（P）避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援や啓発を行う。

### 避難所閉鎖に当たった際の対応

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

## 参考文献・資料

### 内閣府（防災担当）通知関係

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（2020.4.1）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（2020.4.7）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料(第1版、第2版)について（2020.5.21、2020.6.10）  
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）について（2020.7.6）  
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/236bab293e08e88a242cee4f08bc31a9eadc81ba.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第1版）について（2020.6.15）  
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>
- ・「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（2020.4.21）  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_campaign.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf)



### 厚生労働省通知関係

- ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)  
(2020.8.7) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

### 大阪府

- ・大阪府避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対応編)について(2020.6)  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/hinanzyo-shishin/index.html>



### その他

- ・新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック  
（認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））  
<https://www.jrat.jp/wp-content/uploads/2020/05/d600460b7f54b1ced5fb353431043e37.pdf>
- ・避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト Ver.2  
（人と防災未来センター 研究員 高岡誠子）  
<http://www.dri.ne.jp/exreportvolr0201>



## 受付チェックシート

記入日： 年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ 才 \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

以下の質問の該当する項目の□にチェックをしてください。

1	感染が確認されていて自宅療養中でしたか？	<input type="checkbox"/>
2	感染が確認されている人の濃厚接触者または保健所による健康観察中でしたか？	<input type="checkbox"/>
3	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか？	<input type="checkbox"/>
4	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域（国内・海外含む）に行ったことがありましたか？	<input type="checkbox"/>
5	高熱（37.5℃以上）が現在ありますか？	<input type="checkbox"/>
6	高熱（37.5℃以上）が3日以内にありましたか？	<input type="checkbox"/>
7	強いだるさがありますか？	<input type="checkbox"/>
8	息苦しさ、咳や痰はありますか？	<input type="checkbox"/>
9	においや味を感じにくいですか？	<input type="checkbox"/>
10	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？	<input type="checkbox"/>

持病や要配慮に関する項目

11	介護や介助が必要ですか？	<input type="checkbox"/>
12	障がいがありますか？	<input type="checkbox"/>
13	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）	<input type="checkbox"/>
14	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？	<input type="checkbox"/>

## スタッフ記入欄

体温	℃	避難スペース	
----	---	--------	--

※個人情報については、避難所での新型コロナウイルス感染症対策以外には使用しません。この情報が不要となった時点で、適切に処理いたします。

※医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下のURLの別添1を参照。  
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

(別添1) 避難者に関するアセスメント調査票

調査票を配布した避難所名：

## 被災者アセスメント調査票

この調査票は、被災状況を直ちに把握し、適切に関係機関と共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報の共有に当たっては、災害時における支援活動のために使用いたします。

記入者のお名前：	記入日時： 月 日 時 分
記入者の生年月日：	年齢： 性別：
自宅住所：	固定電話：
	携帯電話：
記入者を含む被災された方の世帯人数：	

### 1 被災状況

被災により使用できなくなったライフライン	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信
家屋(建物)の被害の状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった (家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど) <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった(瓦が落ちた、外壁がはがれたなど) <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった (被害の概況： ) <input type="checkbox"/> 被害はなかった

## 2 現在の御自身の状況や、御自身と一緒に避難している御家族の状況

現在の宿泊場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> 車中泊 <input type="checkbox"/> その他		
避難所の利用	<input type="checkbox"/> 利用している ( <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 行政やボランティア等から提供される各種の情報 <input type="checkbox"/> 利用していない       )		
医療サポートを利用されているか。	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 緊急治療歯科疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要 (現在、〔 中断・継続 〕 ) <input type="checkbox"/> 降圧薬 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 向精神薬 <input type="checkbox"/> その他 ( 医薬品名: )		
かかりつけの医療機関名			
訪問看護などの医療サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 ( 利用している事業所名: ) <input type="checkbox"/> 無		
妊産婦や乳幼児の方がいるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	食物アレルギーを 有しているか	<input type="checkbox"/> 有 ( 原因食物 ) <input type="checkbox"/> 無
要介護(支援)認定を受けているか	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 介護区分不明 ) ( 利用している居宅介護支援事業所名: ) <input type="checkbox"/> 無		
障害等手帳をお持ちか	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ) <input type="checkbox"/> 療育手帳 ( 具体的な障害の種類等: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 発達障害 ) <input type="checkbox"/> 無		
デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用されているか	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている ) <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない ) ( 利用している事業所名: ) <input type="checkbox"/> 無		
その他			

本調査票に記載した情報を、地方自治体が設置する避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_



避難者健康チェックシート(例)

氏名(ふりがな)	年齢

(避難所名: )

体温測定		／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
		朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
		昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C	昼 °C
		夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に ○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
チェック欄								

# 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



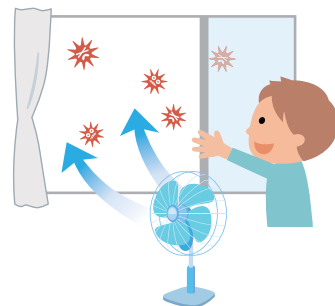
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

# ①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

## 窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



## 機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。  
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m<sup>3</sup>)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

## 乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

## ②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

• 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

• スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

• 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

• エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

• 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

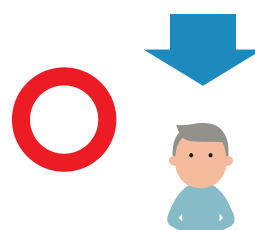
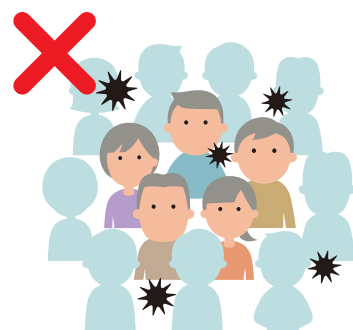
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

### ③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。  
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。





# 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



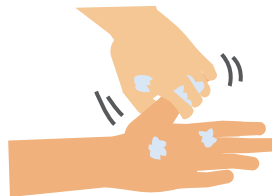
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



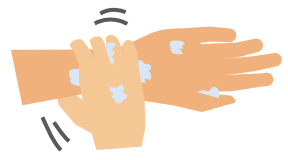
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

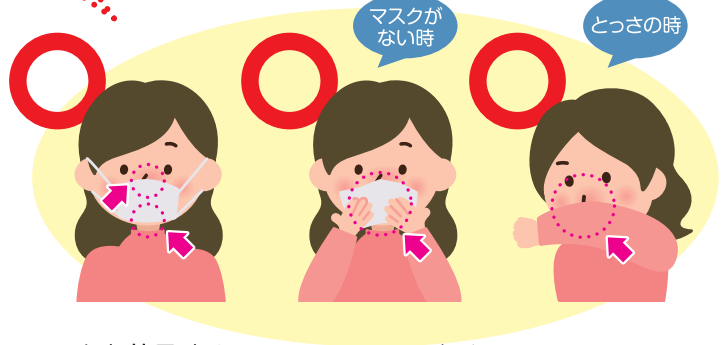
### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足**しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設**されている可能性があります。災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



# 今のうちに、

# 自宅が安全かどうかを

# 確認しましょう！



ハザードマップ

検索

## 避難行動判定フロー

**スタート!**

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう



資料⑦

1. 地域の被害状況・復旧情報

- 安否確認など伝言スペース
- 地域のライフライン、交通の復旧状況、学校休校情報

2. 避難生活情報

- 避難所の利用ルール
- 新型コロナウイルス感染症対策（手洗い、消毒等の徹底等）、  
体調管理、受診情報
- 避難所の日課、イベント（ラジオ体操、食事、風呂、清掃、消灯など）
- 災害救助の情報（給水車の給水日時、配給物資の種類）

**避難所の利用ルール（例）**

避難施設名： \_\_\_\_\_

- 1 この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。
- 2 避難施設の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 3 避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難できる場所は、体育館、普通教室等、運営委員会の指示に従ってください。
  - (1) 運営委員会が指定する危険箇所等は避難できません。
  - (2) 「立入禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 5 食料・物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。
  - (1) 食料・生活物資は避難者に平等に配給します。
  - (2) 特別な事情の場合は、運営委員会の理解と協力を得てから配給します。
  - (3) 配給は、避難施設以外の近隣の人にも等しく配給します。
- 6 消灯は、( ) 時です。
  - (1) 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - (2) 職員室、事務室など運営管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として、夜 ( ) 時で終了します。
- 8 電話は、原則として受信のみとし、呼出しは、午前 ( ) 時から夜 ( ) 時までを行います。(仮設電話を設置した場合)
  - (1) 電話の呼出しは、放送により行います。伝言は伝言板によります。
  - (2) 建物内の公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝 ( ) 時、午後 ( ) 時、午後 ( ) 時に避難者が交代で行います。
  - (1) 清掃時間は放送で知らせます。
  - (2) 使用可能な水洗トイレ（1F）は、使用後のバケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所及び時間以外では禁止します。  
なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 11 犬、猫などの動物類を避難所の居住スペースに入れることは禁止します。(補助・介助犬は除きます)。ペットを連れてきた避難者は、受付時に届け出なければなりません。
- 12 避難者は、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。
- 13 障害者、高齢者、乳幼児等災害時要支援者で、通常の生活に特別な事情がある場合は、運営委員会に届け出てください。
- 14 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、総務部に申し出てください。

**感染症対策** へのご協力を  
お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む3エチケット」です。

**1. 手洗い** **正しい手の洗い方**

- ① 流水で両手を十分に濡らす。
- ② 手の平をこすり合わせる。
- ③ 手の甲をこすり合わせる。
- ④ 指の付け根をこすり合わせる。
- ⑤ 親指をこすり合わせる。
- ⑥ 手首をこすり合わせる。

※流水で洗い流す。 ①～⑥を20秒以上、流水でしっかりと洗い流す。

**2. 3つのエチケット**

咳やくしゃみをするときは、マスクを着用し、咳やくしゃみは肘の内側などに落とし、手洗いを必ず行う。

正しいマスクの着用

- ① マスクの裏面を触らない。
- ② マスクを顔に密着させる。
- ③ マスクのひもをしっかりと結ぶ。
- ④ マスクの裏面を触らない。

**災害が発生した場合、自治体から救助が受けられます。**

避難所は「命」を「守」ることで、命を守るために必要な避難場所に行く必要はありません。また、住宅が被害を受け、生活が困難な場合は、以下の支援を受けられます。

避難所に必要な「7品目」

①カマドウマでも水でも継続です。被災した地域の状況を写真で確認してください。

<p><b>避難所・福祉施設等</b></p> <p>避難所、福祉施設等での生活支援に関する情報。</p>	<p><b>被災したその他の物品による生活支援</b></p> <p>被災したその他の物品による生活支援に関する情報。</p>	<p><b>被災者の生活支援に関する情報</b></p> <p>被災者の生活支援に関する情報。</p>
<p><b>仮設住宅</b></p> <p>仮設住宅に関する情報。</p>	<p><b>住宅の生活支援</b></p> <p>住宅の生活支援に関する情報。</p>	<p><b>生活用品の配布</b></p> <p>生活用品の配布に関する情報。</p>

3. 生活・生業再建情報

- 行政手続・各種支援制度説明のお知らせ  
(災害ごみ出し、罹災証明発行、仮設住宅入居、住宅再建支援制度など)
- 各種相談窓口の情報（健康相談、法律相談、生活相談など）
- 生計情報（求人、預金引出し、融資など）
- 地域コミュニティ情報（かわら版など）

# 避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

資料⑧

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップでの代用も可。

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

# 災害が発生した場合、自治体から救助が受けられます。

※詳細は、最寄りの自治体にご確認ください。

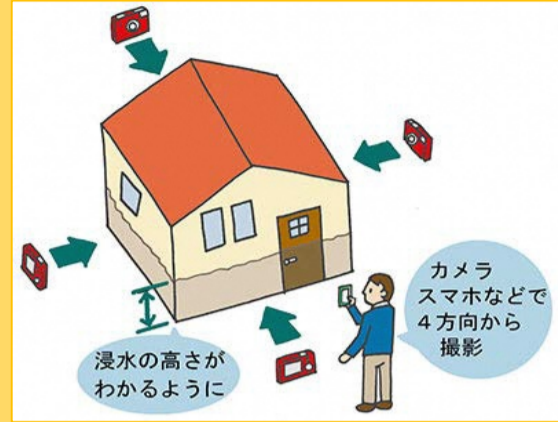
避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません。また、小中学校や公民館だけでなく、親戚・知人宅等も避難先となります。

## 各種手続に必要な「り災証明書」

「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

◎カメラでもスマホでも結構です。被災した自宅の状況を写真で撮影してください。

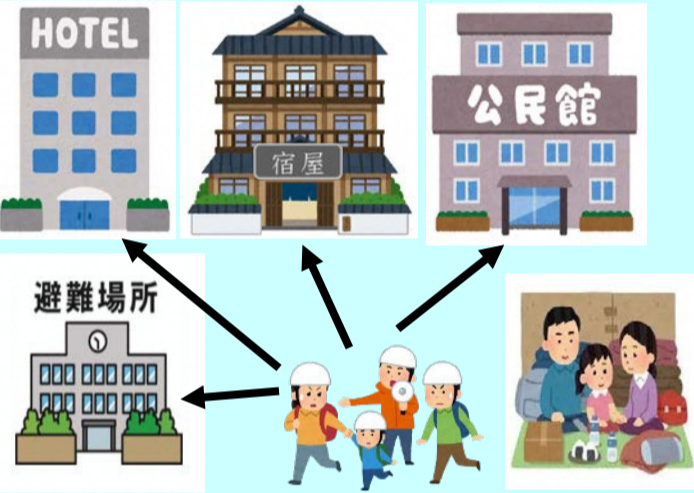
- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。
- 詳しくは、最寄りの市町村にお問い合わせ下さい。



※修理してしまっただけでは、正確な被害が把握できなくなってしまう。修理の前に必ず写真を撮って、被害認定調査を受けて下さい！

避難所で避難生活を送られている方はもちろんのこと、知人宅に避難している方、自宅で避難、又は車中で避難生活をしている方も避難所で食料や飲料水の給与を受けられます。また、住宅が全壊、半壊、床上浸水してしまった方は、以下の支援を受けることができます。

### 避難所・福祉避難所



- ◎ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所（福祉避難スペース）も利用できます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、3つの「密」の回避など、感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用できます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確認ください。

### 炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給



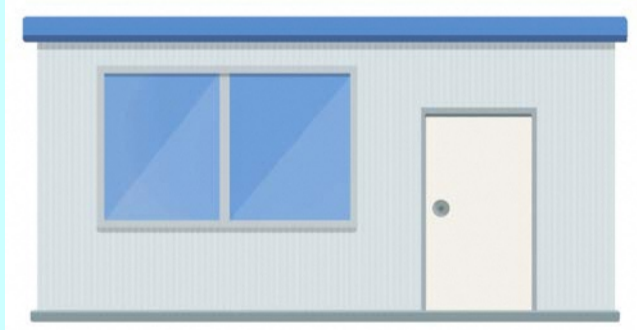
- ◎ 災害により食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられます。
- ◎ 食料や水以外にも紙おむつ、ミルク、生理用品、替えの下着や靴下なども置いてあります。  
※詳しくは避難所の担当者に確認ください。
- ◎ 飲料水については、給水車が巡回しますので巡回時間を確認ください。（給水袋も用意しておりますが、数量に限りがありますので使い終わった給水袋は持参ください。）

### 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与



- ◎ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行つたものです。
- ◎ 対象品目は以下のとおりです。
  - ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
  - ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
  - ③ タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
  - ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
  - ⑤ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
  - ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
  - ⑦ プロパンガス、固形燃料などの光熱材料
  - ⑧ 高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等

### 応急仮設住宅



※プレハブ、木造、モバイル等の建設型、民間賃貸を利用した賃貸型など、様々な応急仮設住宅があります。

- ◎ 災害により住宅が全壊、全焼又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊、半焼であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することができます。（最長で2年間）
- ◎ 入居を希望される場合には、自治体又自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。

#### 応急仮設住宅に入居する際の注意事項

- ◎ 民間賃貸住宅を仮設住宅として利用する場合は、世帯人数に応じて家賃額の設定があります。限度額を超えないように留意願います。（家賃上限を超えた場合は、応急仮設住宅の入居対象になりません。）
- ◎ 高齢の方や障害を持っている方やペットと一緒に暮らしている方で応急仮設住宅を希望される場合は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。

### 住宅の応急修理



応急修理費用の限度額は1世帯あたり、  
 ・半壊以上世帯：59万5千円以内  
 ・準半壊世帯：30万円以内  
 ※ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。  
 ※ 全壊であっても、修理すれば居住が可能なら、対象とすることが可能です。  
 ※ 現金を給付する制度ではありません。

- ◎ 住宅の応急修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するものです。

#### 家を修理する前に最初にする際の留意事項

- ◎ 自宅の被災した状況を写真で撮影してください。カメラでもスマホでも結構です。（家の全景・4方向、家の破損箇所、浸水箇所や浸水の高さなど）
- ◎ 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災者自らが契約をしないでください。
- ◎ 万が一、契約をして修理を実施しても、修理代金は支払わず、まずは自治体に相談してください。
- ◎ 申込等の様式は、自治体又は住宅相談窓口で受け取ってください。

### 学用品の給与



※基準額（単位：円）  
 ①は実費  
 ②は、  
 小学生：4,500円以内  
 中学生：4,800円以内  
 高校生：5,200円以内

- ◎ 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行つたものです。（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）

◎ 対象品目は以下のとおりです。

①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等
②文房具及び通学用品	a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等
	b. 傘、靴、長靴 等
	c. 運動靴、体育着、カステネット、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

最寄りの自治体連絡先

内閣府防災担当

令和2年6月版

詳しくはコチラ

災害救助法の概要

検索

内閣府>防災情報のページ>被災者支援  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisayagousei/index.html>







消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に  
合ったものを、正しく選びましょう。

## ➤ チェックポイント

使用方法   有効成分   濃度   使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

### ① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



### ② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報はこちらから！

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327\\_poster.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)



家庭用洗剤等の詳しい情報はこちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



### ③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。

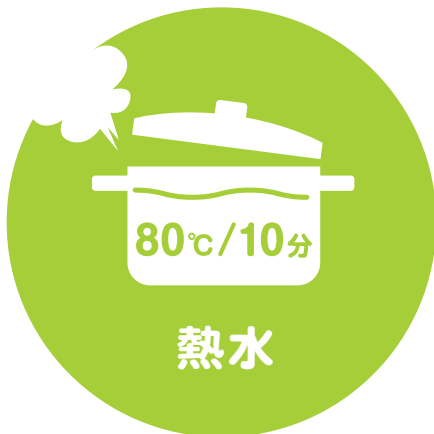


手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分が必要です。  
※必ず製品の注意事項をご確認ください。  
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)



## 参考

## 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
  - ・家事用手袋を着用してください。
  - ・他の薬品と混ぜないでください。
  - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) <sup>※</sup> ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)





# 新型コロナウイルス 感染症対策

へのご協力をお願いします！

## 感染防止のため

- ・隣の人とは、1～2メートル以上離れて過ごしましょう。
- ・常にマスクを着用しましょう。
- ・ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう。
- ・毎日、体温・体調チェックをしましょう。
  - 朝、昼、夕 3回実施
  - 発熱や体調が良くないときは、職員等運営スタッフへ報告してください。
- ・居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう。

## 避難所運営の協力

- ・定期的に換気しましょう。
  - 30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開
- ・ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日こまめに実施しましょう。
  - 共有部分は、0.05%次亜塩素酸ナトリウムで拭く
- ・物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう。
- ・ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう。
- ・他の避難者の迷惑になる行為（大声、スペースの独占、粗暴行為）を控え、譲り合って滞在してください。
- ・帰宅、外出の際は、職員等運営スタッフにお伝えください。

間隔をあけて  
お並びください



**KEEP YOUR DISTANCE**

マスク着用  
ご協力お願いします

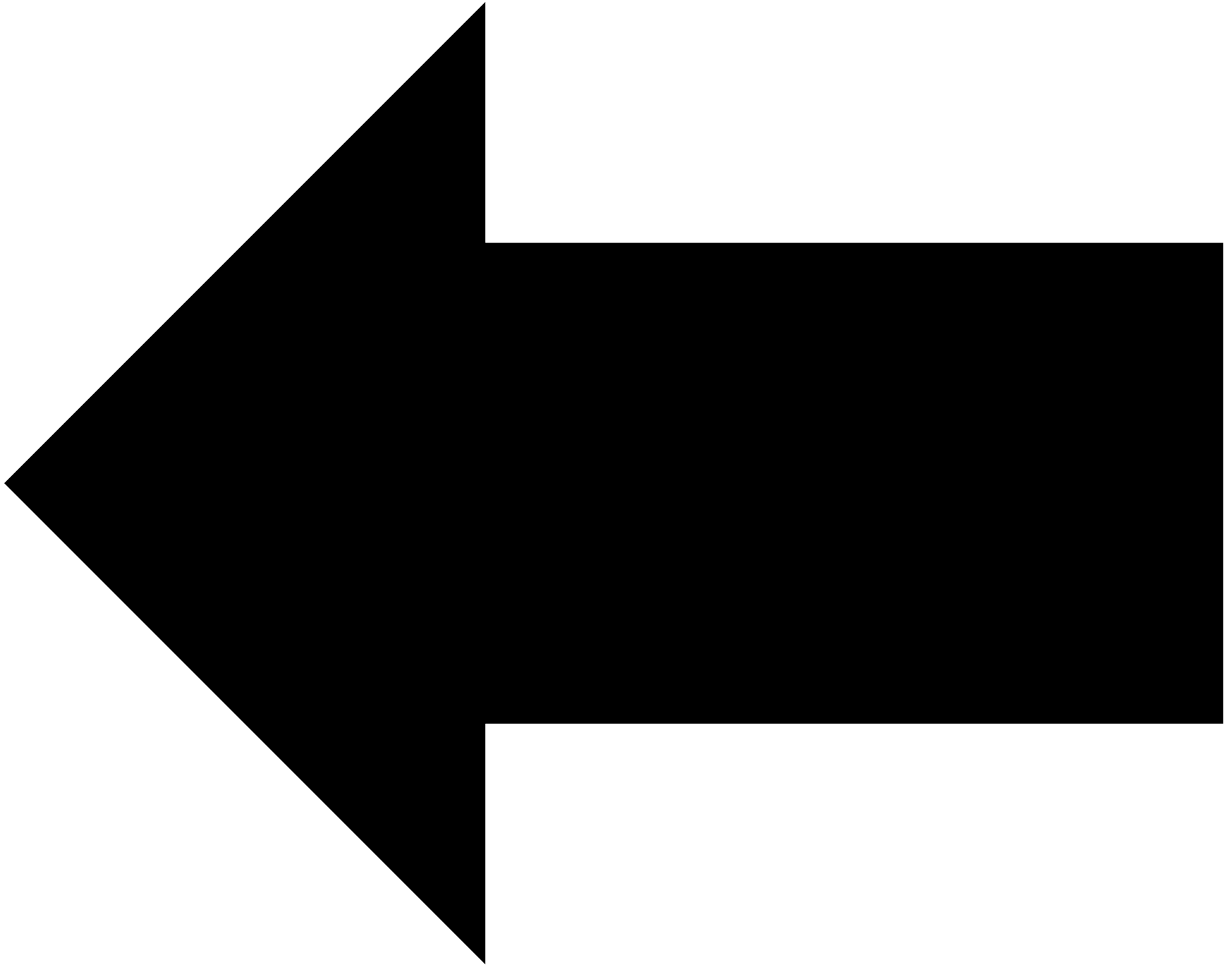


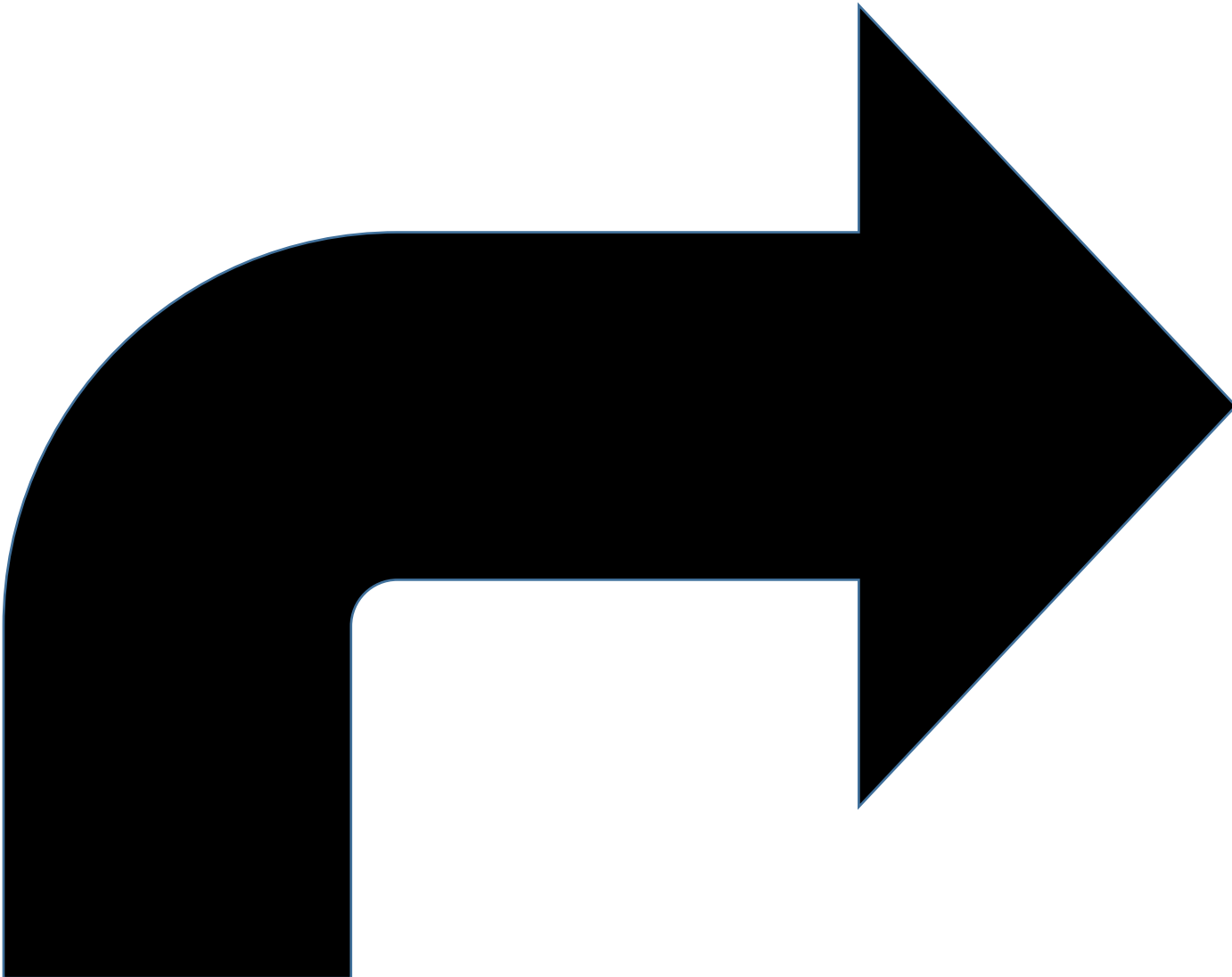
PLEASE WEAR A FACE MASK

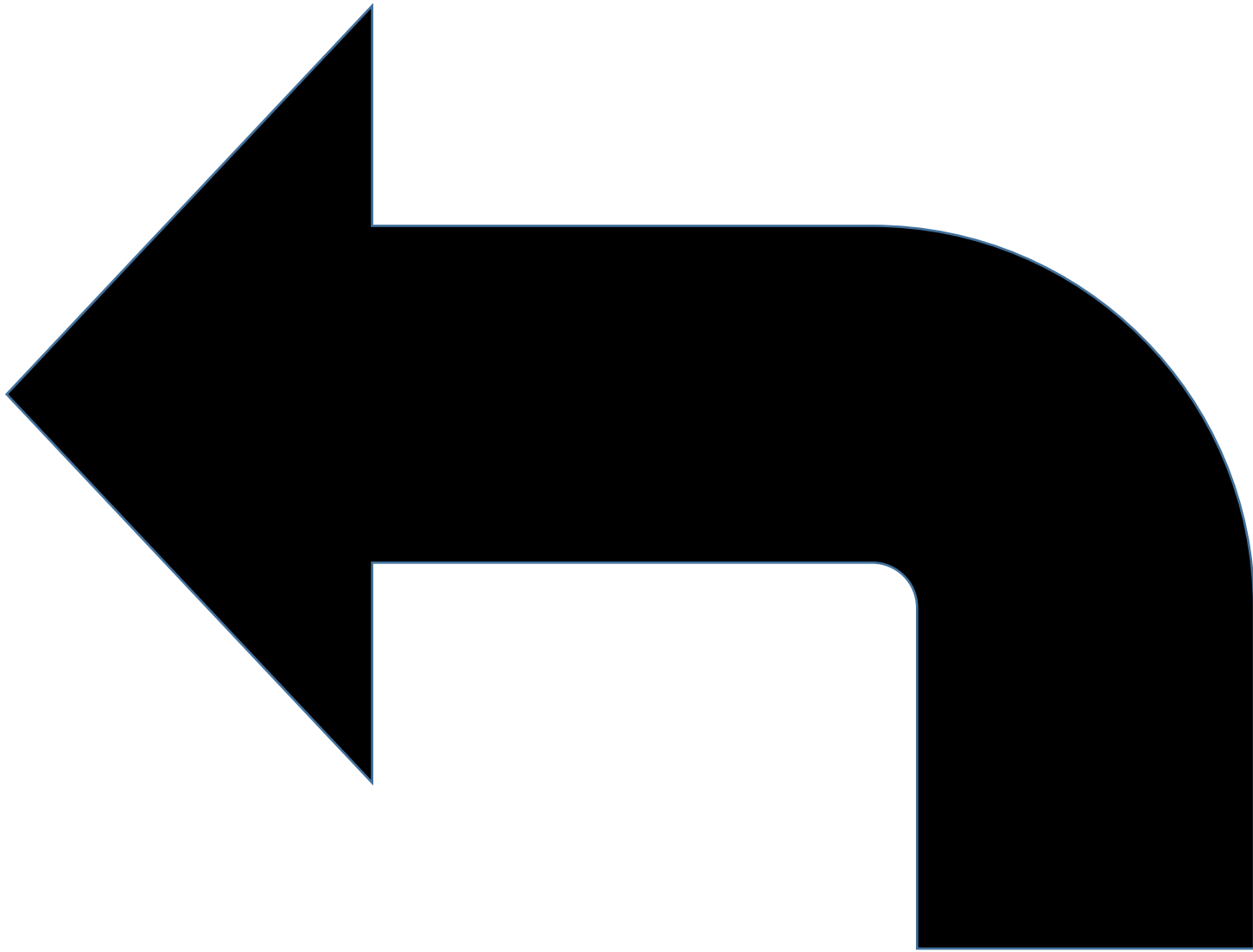
手指の消毒  
ご協力お願いします



PLEASE DISINFECT  
YOUR HANDS







受付



要配慮者

避難所

要配慮者用

トイレ

首載記

**体調不良者用**

**避薬難所**

体調不良者用

トイレ

**体調不良者**

**以外使用禁止**

体調の

すぐれない方

授乳室



女子

更衣室

男子

更衣室